

佐賀県告示第 233 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 6 年 11 月 7 日から施行する。

令和 6 年 11 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-フルオロフェニル)メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン（通称名：Flunitazene、Fluonitazene）及びその塩類
- (2) 化学名 N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-メトキシフェニル)メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン（通称名：Metodesnitazene、Metazene）及びその塩類
- (3) 化学名 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン（通称名：MD-PiHP、MD-PHiP）及びその塩類
- (4) 化学名 N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-ブロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-5' Br-PINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため